

一般社団法人日本脊髄外科学会 代議員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本脊髄外科学会（以下「本学会」という）の定款第14条の規定に基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定める。

(代議員の選出)

第2条 代議員は、第6条に定める代議員選出委員会の審査により選出される。

2 代議員は、立候補時に65歳未満の者でなければならない。

(代議員の資格)

第3条 代議員は次のいずれかの条件を具備していることを要する。

- (1) 本学会の指導医である者
- (2) 基幹施設長であり、且つ認定医である者
- (3) 代議員選出委員会で選ばれた認定医

(代議員選出審査の開示)

第4条 代議員選出委員会において代議員選出の審査をしようとするときは、理事長は、次の事項を対象者に通知しなければならない。

- (1) 代議員の資格条件
 - (2) 代議員になろうとする者が提出する審査申請書の交付方法
 - (3) 審査申請書の受理締め切り期日
- 2 代議員選出委員会における代議員選出の審査結果は、代議員となる年の事業年度開始日の3か月前までに開示しなければならない。

(審査申込)

第5条 代議員になろうとする者は、第4条第1項第3号の期日までに、本法人所定の審査申込書その他の必要書類を、代議員選出委員会に提出しなければならない。

(代議員選出委員会の構成)

第6条 代議員選出委員会は、次に定める代議員選出委員をもって構成する。

- (1) 理事長1名
- (2) 事務局長1名
- (3) 機関誌編集局長1名
- (4) 代議員若干名

(代議員選出委員の選出)

第7条 代議員選出審査日の前年度の理事会において代議員選出委員及び委員長を選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 2 代議員選出委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 代議員選出委員に欠員を生じた場合は、理事会の決議に基づき速やかにこれを補充するものとする。
- 4 代議員選出委員は、その任期中に代議員の資格を喪失した場合には、代議員選出委員たる資格をも喪失する。

(代議員選出委員会の開催及び決議)

第8条 代議員選出委員会の開催及び決議については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定に基づき選出された委員長が、必要に応じて代議員選出委員会を招集する。
- (2) 代議員選出委員会は、代議員選出委員の現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を行い決議することができない。なお、書面による意思の表示は出席とは認めない。
- (3) 代議員選出委員会の決議は、出席した代議員選出委員の過半数をもって行う。
- (4) 代議員選出委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、決議があったものとみなす。
- (5) 代議員選出委員会の議事録は委員長が作成し、議事録作成者たる委員長が署名又は記名押印し、本法人の事務局に保管するものとする。

(審査結果の開示)

第9条 代議員選出委員会は、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。

- 2 理事長は、理事会の決議を経て、速やかに審査申請者及び正会員に対し審査結果を通知又は開示しなければならない。

(異議の申し立て及びその処理)

第10条 代議員の審査結果内容に異議のある正会員は、審査結果が開示された日から2週間以内に、代議員選出委員会に対して、書面により異議の申し立てをすることができる。

- 2 前項の申し立てを受けたときは、理事会を開いてこれを裁定し、その結果を申し立てを受理した日より1か月以内に申立人に通知する。なお、この理事会の裁定に対しては再び異議の申し立てはできない。
- 3 理事会が第1項の異議申し立てに正当な理由ありと認めるときは、当選を取り消して一部又は全部の再選挙を行う。

附則

1. この規則は、平成24年10月18日から施行する。
2. 平成29年6月7日 一部改訂

附則

1. この規則は、平成30年10月20日から施行する。
2. 平成30年10月10日 一部改訂